

c. 援助対象国上位10カ国と援助額

援助対象国上位10カ国 (1995-96年)

国	援助額 (百万豪ドル)	ODA全体に 対する割合 (%)
1. パプア・ニューギニア	325.3	20.8
2. インドネシア	129.3	8.3
3. 中国	85.7	5.5
4. ヴィエトナム	72.1	4.6
5. フィリピン	68.5	4.4
6. タイ	37.4	2.4
7. バングラデシュ	29.3	1.9
8. カンボジア	29.0	1.8
9. インド	27.0	1.7
10. フィジー	20.5	1.3
合計	824.1	52.7

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

<パプア・ニューギニア (PNG) >

PNGに対するオーストラリアの開発協力プログラムは、二国間関係に重要な意味をもたらす。1995-96年の同国への総額援助は、3億2,500万ドルを超えると予測される。そのうち、PNGに対して国別プログラムを通じて行われる援助が3億1,240万ドルである。この支援の大半は予算支援 (Budget Support) であるが、2000年までに全てプログラム援助に移行していくことが合意されている。なお、PNGに対するAusAIDの資金協力は、教育、保健医療、インフラ開発分野が現在最優先されている。

出典：「オーストラリアの国際開発援助の概要」(1995.8)

Global Change and Australia's Overseas Aid Program (1995.11)

<南太平洋と南東アジア諸国>

オーストラリアは南太平洋地域と南東アジア地域周辺の途上国に援助の重点を置いている。AusAID (当時はAIDAB) は南太平洋地域の200のプロジェクト (主として保健、教育、インフラ、農業の分野) に対して資金を供与しており、環境、天然資源保全及び民間セクターの開発等も重視している。1994-95年に南太平洋諸国に対しては9,800万ドルの援助を計上している。

出典：DONOR PROFILES (1994)

B. 予算額と予算枠組み

1. 予算概要

a. 政府予算におけるODA予算の位置付け

ODAはGNPに占める割合で、計画レベルではドナー平均の0.3%を上回る0.33%となっている。オーストラリアは切迫する財政の中、1994-95年度に援助予算を3.6%増額し、総額でDACメンバー21カ国中13位にランクされた。総額の議論とは別に、新たにセクター別、地域別の重点付けと、援助政策とその手続き上の改善がなされている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

b. 二国間援助と多国間援助の割合

プログラム予算の構造上、援助予算は次のサブ・プログラムに配分される。

1. 国別プログラム (56%) - PNGを最大とする国別コンポーネント
2. グローバル・プログラム (35%) - 国際機関への出資を中心とするコンポーネント
3. その他 (9%) - AusAID運営管理費、調査等

国別プログラムとグローバル・プログラムは、それぞれ日本の二国間援助と多国間援助にあたる。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

2. 二国間援助実績（過去3年間）

a. 構造、枠組み

ODAは、途上国のニーズとオーストラリアの援助目標、及び援助能力とを加味した国別プログラムに基づいている。国別戦略は、オーストラリア援助のあらゆる形態を選定・デザイン・実施するに当って、参考となる枠組みを提供するものである。国別プログラムは、AusAIDによって作成された国別戦略に基づいて、援助対象国政府との協議によって決められる。

オーストラリアのグラント・エレメントは高く、二国間ローンはほとんど行わない。技術協力は要請ベースの個別案件以外に、国別プログラムの一部として供与されている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

b. 二国間援助のセクター別配分

セクターと形態	支出 (百万豪ドル)		
	1991/92	1992/93	1993/94
社会インフラ及びサービス	333.6	377.0	416.9
経済インフラ及びサービス	108.9	156.6	157.0
生産 (Production)	151.3	126.9	123.4
マルチ・セクター	10.5	14.0	21.5
プログラム援助	464.9	455.1	457.5
債務救済	5.7	7.2	6.1
食糧援助	106.2	89.4	101.4
緊急援助	36.9	44.7	41.2
その他	112.3	115.0	85.8
合計	1,330.3	1,386.0	1,410.8

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

c. 二国間援助の国別配分

二国間援助国別配分

(百万豪ドル)

主要援助受取国／地域	1993-94 (支出)	1994-95 (支出)	1995-96 (概算)
パプア・ニューギニア	339.0	320.5	325.3
南太平洋			
フィジー	23.4	21.7	20.5
ソロモン諸島	13.9	14.2	14.5
ヴァヌアツ	16.2	13.3	13.5
西サモア	12.0	12.3	12.5
トンガ	10.8	10.7	10.7
その他の国及び地域	49.3	59.0	61.9
南太平洋全体	125.6	131.1	133.7
東南アジア			
インドネシア	130.6	141.3	129.3
フィリピン	50.2	54.1	68.5
タイ	37.9	41.2	37.4
ヴェトナム	49.5	60.1	72.1
カンボジア	23.7	27.7	29.0
その他の国及び地域	67.9	66.6	63.3
東南アジア全体	359.8	391.0	399.6
その他の地域			
中国	86.8	100.0	85.7
インド	15.8	22.8	27.0
バングラデシュ	24.9	25.2	29.3
スリ・ランカ	10.1	10.0	10.9
アフリカ	85.8	101.3	122.8
その他の国または地域	49.9	38.1	44.7
その他の地域全体	273.3	297.4	320.5
多国間援助機関への支出 及びその他のODA支出	313.2	284.4	324.0
ODA合計	1410.8	1480.2	1563.2

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

3. 多国籍援助予算

a. 拠出先機関、金額及び割合

国際機関への支出

(百万豪ドル)

	支出額		予算額	
	1992-93	1993-94	1994-95	1995-96
国際開発銀行				
・アジア開発基金	53.0	1.3	39.3	81.2
・国際開発協会(IDA)	95.1	139.2	113.1	109.9
・国際農業開発基金(IFAD)	1.5	0.4	2.2	0.2
小計	149.6	140.9	154.6	191.2
国連機関				
・世界食糧計画(WFP)	47.0	48.3	50.0	51.9
・国連開発計画(UNDP)	17.3	17.6	18.0	18.6
・ユニセフ(UNICEF)	4.3	5.4	4.6	4.8
・国連人口基金(UNFPA)	2.0	3.3	3.8	4.0
・国連環境計画(UNEP)	1.0	1.1	1.1	1.1
・その他	5.2	4.7	6.2	5.5
小計	76.8	80.4	83.7	85.8
Commonwealth Organizations				
国際研究、環境と開発機関等	12.6	11.2	10.2	10.6
	22.0	14.9	25.6	21.9
合計	261.0	247.3	274.1	309.5

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

C. 国レベル実施体制

1. 全体機構

a. ODAに関する政府機関、省庁、実施機関の名称

同国のODA体制は、比較的単純であり、外務貿易省内 (the Department of Foreign Affairs and Trade-DFAT) の下記プログラムの一つとして、位置付けられている。

- ・二国間関係
- ・貿易関係及び経済問題
- ・グローバル・イシュー
- ・開発援助 - AusAID
- ・組織・公益事業 (Corporate and Public Services)
- ・広報・対外関係 (Public Affairs)
- ・オーストラリア保安情報局 (Australian Security Intelligence Organization)

- ・オーストラリア貿易委員会 (Australian Trade Commission; Austrade)

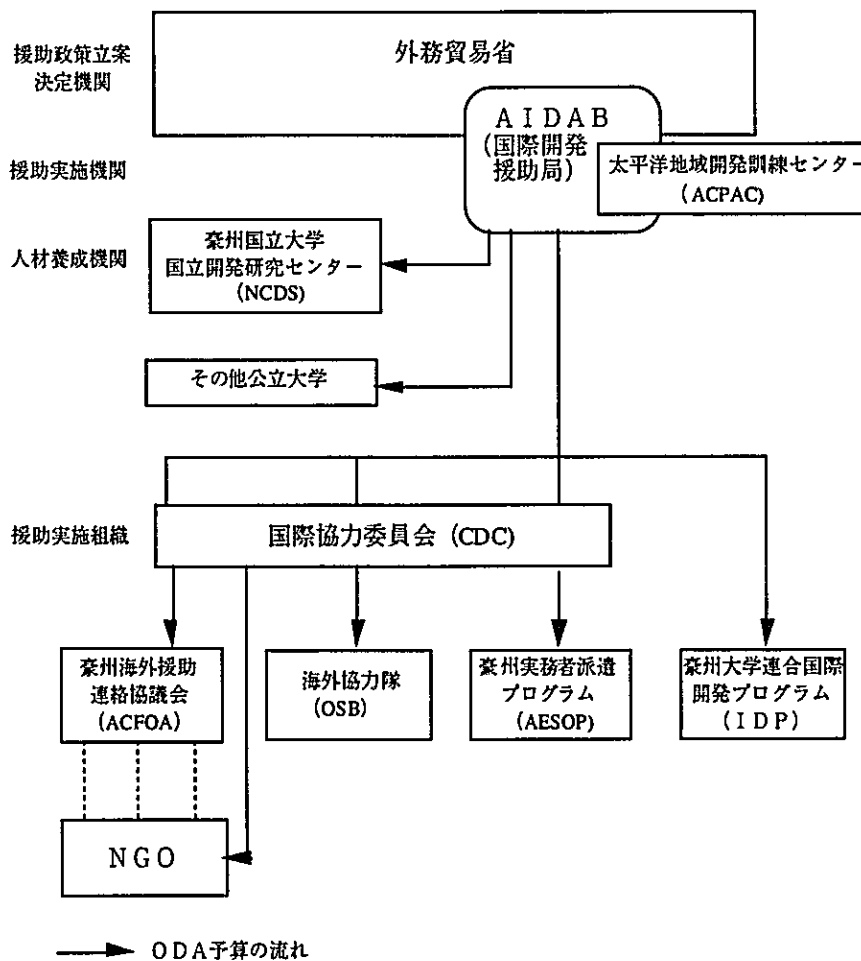
出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

DFATは、1987年に外務省と貿易省の合併により設置され、外国政府との関係・コミュニケーション、二国間・多国間貿易の協定と政策、国際貿易と商品産物交渉、貿易促進、在外公館・代表部、軍縮・核非拡散、海外情報管理・サービスを担当する組織である。

出典：オーストラリア政府インターネットホームページ(1995.11)

b. 各機関の関係を示すチャート

豪州の援助関係機関・組織とその関連



注：AusAID以降の本体制については、未調査

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990.3)

2. 政策立案体制と各実施機関の関係

AusAIDは、外務貿易局（Department of Foreign Affairs and Trade: DFAT）内にある独立組織である。DFATは、オーストラリアの海外援助、開発協力予算の管理を行う Minister for Development Cooperation and Pacific Island Affairs、また、Portfolio Ministryとして、外務貿易省（Ministry for Foreign Affairs and Trade）に対して責任を負っている。

出典： *Contracting Out* (1995.7)

II. AusAIDの概要

A. AusAID (Australian Agency for International Development) の概要

1. 設立の沿革、設立年、目的、法的根拠、本部所在地

1974年に、それまで各省庁の下に個別に存在していた援助部門を統合して、オーストラリア開発援助庁 (ADAA) を設置した。しかし、外務省との意志疎通の欠如が深刻な問題となり、1977年、ADAAを廃止し、オーストラリア開発援助局 (ADAB) として外務省に吸収し、その後、外務貿易省 (87年に外務省と貿易省が合併した) の外局 (AIDAB) とした。

1984年、労働党政権は、ODAの総合的見直しを目的としたジャクソン委員会 (学者3名、経済人3名) を設置した。この委員会は、ODAの目標の明確化、援助機関であるオーストラリア開発援助庁 (AIDAB : Australian International Development Assistance Bureau) の独立性強化、総花的援助から、近隣地域、特に南太平洋地域に的を絞った援助への移行等、より効率的な援助実施の観点から、オーストラリアの援助政策体制に至るまで幅広い提言を行った。この委員会の提言の多くは、オーストラリアの援助政策の基本政策を示しているといえる。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」 (1995.12)
「オーストラリアの経済協力の概要」 (1993.2)
「我が国の政府開発援助 (上巻)」 (1995)

1995年3月にはODA活動への国民一般の理解を深めるという目的から、呼称をAIDABからAusAID (Australian Agency for International Development) に変更した。

外務貿易省にいる三人の大臣のうち、開発協力大臣 (閣外大臣) (Minister for Development Cooperation and Pacific Island Affairs) が、AusAIDを所管する。予算は外務貿易省に一括して計上されるが、援助政策の策定は二国間、多国間援助ともにAusAIDが行っている。なお、技術協力の実施において、AusAIDは関係省庁に委託することがある。

出典：「我が国の政府開発援助 (上巻)」 (1995)

AusAIDが目指す開発の目標は、

- ・ 同国の人道主義的外交政策と経済的関心に呼応して、開発途上国の環境に配慮した持続可能な開発を促進する。
 - ・ 質の高い開発協力プログラムを実施する。
 - ・ AusAIDを効果的な開発協力機関と位置付ける。
- となっている。

本部所在地

AusAID Headquarters
4695 GPO Box 807
Canberra ACT 2601
Tel: 616 276 4970
Fax: 615 276

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

2. 事業の範囲と内容

AusAIDの開発協力は次の3つのプログラムから構成されている。

①カントリープログラム

援助対象国のニーズとオーストラリアの目的が合致するような開発戦略となっている。各国に対する長期戦略は援助対象国側にも同意されている。開発協力のレベルに関しては、毎年の開発計画に基づいて決定される場合と、数年単位で決定される場合がある。また、計画、実行、活動内容のレビューが定期的に行われ、協力活動が環境を破壊するものでないこと、協力の利益が男女平等に配分されているかなどの審査も含まれる。さらに、プログラムは良い統治を促進することも目標としている。

②グローバルプログラム

これは特定の国を対象とせず、緊急援助、難民救済等を実施するものである。グローバルプログラムを通じて、世界銀行、国連、オーストラリアNGOによる開発活動などの国際開発組織を支援している。

③コーポレート・サービス（行政経費）

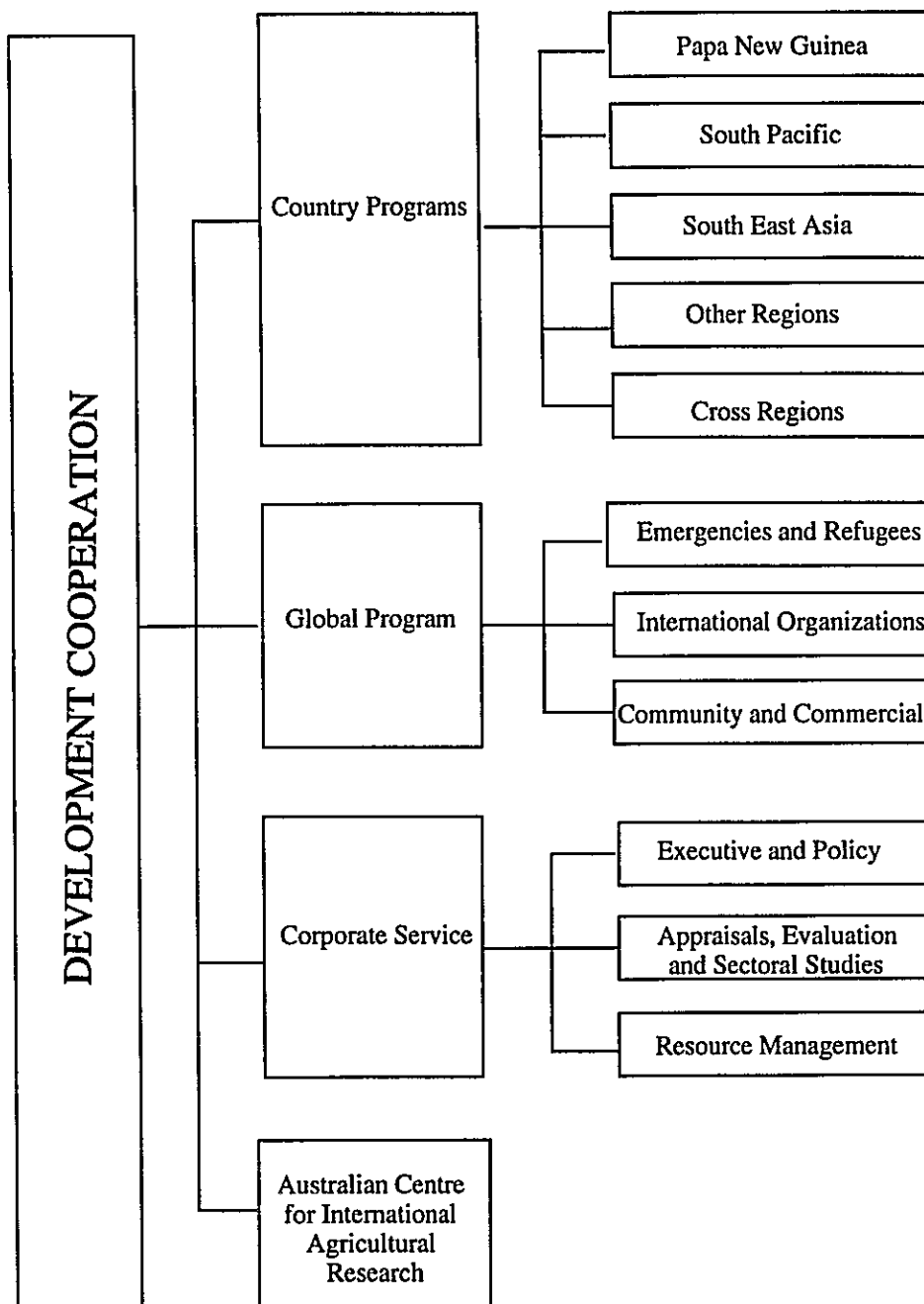
コーポレートサービスは、行政体制、国際開発機構の整備に必要な専門的アドバイスを提供するものである。これは、主にオーストラリアの援助実施に関わる政府の経費であり、職員の給与、管理費が主な支出項目となっている。具体的には、開発政策、国際開発問題についてのアドバイス、法人計画や予算機能、プログラム管理や評価サービスに対するアドバイスの準備、AusAID全体の組織管理、プログラムの有効性の検証、危機管理等の役割を担うものである。

出典：「オーストラリアの国際開発援助の概要」（1995.8）

STATISTICAL SUMMARY 1990/91 to 1994/95（1995.12）

「豪州の対外援助と南太平洋諸国経済の概況」（1993）

A u s A I Dの開発協力プログラム体制 1995-96



出典：Australia's Overseas AID Program 1995-96 (1995.5)

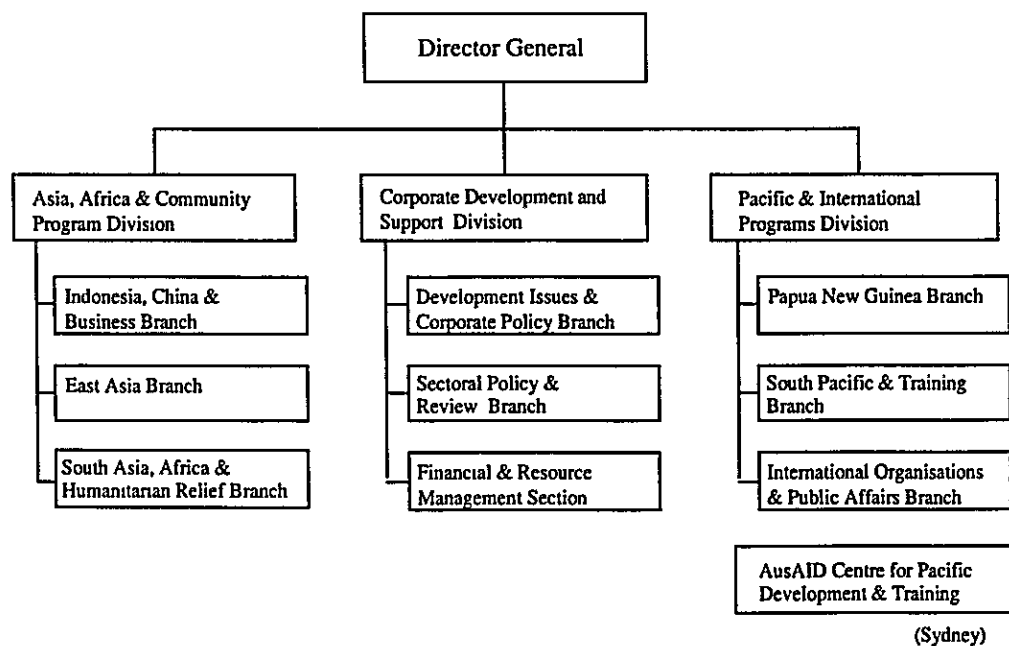
援助活動の内訳（1995-96年）

プログラム	目的	予算額 (百万豪ドル)
二国間	対象国の持続可能な開発を促進	876
緊急・難民援助	災害被害者と難民援助	84
国際機関	国際機関の活動支援	310
コミュニティープログラム	開発協力のコミュニティー支援を促進	35
商業プログラム	開発支援に重要な物資・サービスを供給するオーストラリアビジネスの機会を拡大	123
豪州国際農業リサーチセンター	リサーチの国際的連携協力によりオーストラリアと途上国の福利を促進	40
コーポレートサービス	外務貿易大臣へのアドバイス、またAusAIDの活動実施の方向性を明確化	45
その他プログラム	開発途上国の経済・社会の持続可能な発展を促進する他の活動	44
合計		1,563

出典：「JICAオーストラリア事務書報告」（1995.12）

3. 機構

a. 組織図



出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

b. 本部の機能と役割、権限、人員数

AusAID（出典ではAIDAB）の職員は公務員（正職員）と契約社員（インハウスコンサ

ルタント)に大別される。AusAIDの場合、公務員職員は基本的にジェネラリストであり、高度に専門的な職種は必要に応じて外部コンサルタントの契約雇用で確保する仕組みになっている。

公務員としてAusAIDに就職するには概ね職種に対応して3つある。

1. Clerical Test 受験 (タイピスト、一般事務等。学歴不問)
2. Graduate Administrative Assistant (GAA) 制度受験 (大卒者対象。一般行政職が主)
3. 各省庁が独自に募集する専門職 (エコノミスト、弁護士、ソーシャルワーカー、心理療法師などを随時雇用)

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

AusAIDは、中央集権的特徴の強い組織であり、すべての上級管理ポジションはキャンベラ本部に置かれている。オーストラリア国内には、本部の他に州事務所がおかれ、各所掌地域における研修プログラムと広報サービスを実施している。本部外のスタッフは、本部の指針に従い、代表使節として限定的権限を有するのみである。AusAIDの執行部は、事務局長(DG)、3人の事務局次長からなり、それぞれプログラム局と運営局に対する責任を負っている。AusAIDの人員配置は次のとおりである。

AusAID国内人員体制

(人数)

Headquarters	
Asia, Africa and Community Programs Division	(107)
・ Indonesia, China and Business Branch	34
・ East Asia Branch	39
・ South Asia, Africa and Humanitarian Relief Branch	34
Pacific and International Programs Division	(101)
・ Papua New Guinea Branch	35
・ International Organizations and Public Affairs Branch	34
・ South Pacific and Training Branch	32
Corporate Development and Support Division	(158)
・ Financial and Resource Management Branch	99
・ Development Issues and Corporate Policy Branch	23
・ Sectoral Policy and Review Branch	22
・ Audit and Risk Management	4
State Offices	
Pacific and International Program Division	
- Overseas Students Program	(101)
Australian Capital Territory (Canberra)	9
Northern Territory (Darwin)	1
New South Wales (Sydney)	24
Queensland (Brisbane)	22
South Australia (Adelaide)	13
Victoria (Melbourne)	22
Tasmania (Hobart)	2
Western Australia (Perth)	9

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

c. 海外事務所の機能と役割、権限、人員数、所在地リスト

AusAIDの海外担当高官は、援助参事官事務所 (Aid Counselor's Office) に配置され、同事務所は通常オーストラリア大使館に位置しているが、その運営は独立している。このような事務所は、バンコク、北京、ハノイ、ジャカルタ、スヴァ、マニラ、ポートモレスビーにある。最大の事務所はポートモレスビーであり、援助参事官 (Aid Counselor) を

Assistant Director General と同等の地位にすることが検討されている。一方、小規模の事務所は、一人の担当官にローカルスタッフという体制である。また、AusAIDの担当官はジュネーブ、ニューヨーク、ローマにも駐在し、国連機関によるグローバルプログラムを支援している。

海外担当官の役割は、情報提供、アドバイス等により、本部の国別プログラム担当者の活動を支援することである。海外担当官は、ミッションの長 (Head of Mission) を通して、その活動を調整し、現地での管理を行っている。

出典：「JICAオーストラリア事務書報告」(1995.12)

次の海外スタッフ数は、AusAIDの職員とローカルスタッフを合わせたものである。

海外事務所とスタッフ数

	t e l 番号	人		t e l 番号	人
アピア (西サモア)	685-23411	3	ニューヨーク (UN)	1-212-963-1234	2
バンコック	662-287-2680	8	スク・アローファ (トンガ)	676-232-244	3
北京	861-532-2331	8	プノンペン (カンボジア)	855-232-6000	4
コロombo	941-698-767	2	ポンペイ (ミクロネシア)	691-320-5448	2
ダッカ	880-260-0091	2	ポートルイス (モーリシャス)	230-208-1700	2
ジュネーブ (UN)	412-273-46200	2	ポートモレスビー (PNG)	675-259-333	20
ハノイ	844-258-4801	8	ポートヴィラ (バヌアツ)	678-233-41	3
ハラレ (ジンバブエ)	263-475-7775	6	プレトリア	271-234-23142	2
ホニアラ (ソロモン諸島)	677-215-61	3	ローマ (WFP)	396-57971	2
イスラマバード	925-121-4902	2	スヴァ (フィジー)	679-382-475	6
ジャカルタ	622-152-27111	14	タラワ (タラワ島-キリバス)	686-21143	2
マニラ	632-817-7911	8	ヴィエンチャン (ラオス)	856-214-13600	2
ナイロビ	254-244-5034	1	ウェリントン	644-473-6411	1
ニューデリー	911-1688-8223	4		合計	122

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」 (1995.12)

4. 過去3年間の実績

a. 国別援助額

b. セクター別援助額

AusAIDはオーストラリアのODA全体に責任を負う機関なので、実績は国レベルの実績とはほぼ同一である。(I-B-2-b「二国間援助のセクター別配分」及びc「二国間援助の国別配分」を参照のこと。)ただし厳密には、開発協力プログラムの内、ACIAR (Australian Center for Agricultural Research) は (詳細についてはIV-B-3を参照)、AusAIDとは独立した組織であるため、その分の予算 (1995-96年度予算で39.6万豪ドル) を国全体の実績から差し引く必要がある。

B. 外部機関との協調

1. 国際機関

a. 指針

オーストラリアの国際開発銀行 (MDBs) への協力は、主に世界銀行 (IBRD、IDA)、アジア開発銀行 (ADB)、アジア開発基金 (ADF)、国際農業開発基金 (IFAD) 等に行われる。

アジア太平洋地域に関しては、AusAIDが管理・運営しているプログラムを、MDBが補

足する形になっている。その他の地域では、MDBは、オーストラリアが現在二国間援助を行っていない国への協力活動を担っている。

国連開発機関は、オーストラリアの幅広い分野での関心を促進し、擁護するものと考えられている。AusAIDは、国連の開発活動をより効果的に、また、国連組織の改革と活発化を促すために協力を行うことを政策方針としている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

なお、南太平洋の災害援助に関しては、国連のUN Department of Humanitarian Affairs' South Pacific Disaster Reduction Programと密接な協力関係を保持している。

出典：Australia's Overseas Aid Program 1995-96 (1995.5)

b. AusAIDとの定期協議の有無

オーストラリアのMDBに対する協力は、国際開発協会（IDA）とアジア開発基金（ADF）で顕著である。これらの機関への協力資金額は、3～4年ごとに行われる資金補足交渉、また、毎年変更されるMDB側の支出形態によって決定される。オーストラリアはアジア開発銀行の委員会に代表者をおいており、定期協議も持たれている。さらに、Commonwealth Fund for Technical Cooperationのような英連邦開発活動にも大きな貢献をしている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

最近では、the Auckland Commonwealth Heads of Government Meeting (CHOGM) において、英連邦諸国に対する開発促進の討議がなされた。

出典：Global Change and Australia's Overseas Aid Program (1995.11)

2. 他の二国間援助ドナー

a. 指針

AusAIDは、プロジェクトレベルで、英国、ニュージーランド、カナダとの連携協力を実施した。政策レベルでの指針は入手できていないが、このような調整は、国際機関を通して行われると考えられる。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

今後、日本とのプロジェクト協力を、南太平洋、東南アジアで推進する意向である。具体的なプロジェクトとしては、ソロモン諸島の水供給と衛生プロジェクト、インドネ

シアの環境管理プロジェクト、フィリピンのHIV/エイズ予防プロジェクトが検討されている。（注：1995年度にフィジーにおいてHealth Promotion案件が実施された。）

出典：New Directions in Australia's Overseas Aid Program (1995.2)

アジア諸国の中には、開発協力の新たなドナーとなりつつある国があり、こうした現象はこの地域での協力形態に新たな重要性をもたらすものと考えられることから、オーストラリアはこれらのドナーとの対話を進めている。AusAIDでは、大韓民国の開発協力機関（KOICA）の職員育成のための研修を実施しており、シンガポールとは開発協力に対する二国間協議を行う方向である。

出典：Global Change and Australia's Overseas Aid Program (1995.11)

b. AusAIDとの定期協議の有無

現地の主要ドナーとAusAIDとの協議は少なくとも年に一回は行われる。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

3. NGOとの協調

a. 指針（規定、援助戦略におけるNGOの位置付け、NGOへの資金援助の割り当て目標等）

過去10年間、ODAの実施にあたり、NGOとオーストラリア政府の協力が顕著になっている。

AusAIDは、NGOを国内を拠点としているものと、そうでないものとに区分している。後者には、赤十字のような国際NGOも含まれている。NGOに対する助成金の割り当ては次の通りである。

豪州、及び豪州以外のNGOを通したODA (1994-95年)

豪州NGO		百万豪ドル
緊急、難民援助		26.3
国別プログラム資金によるNGOプロジェクト		31.2
AusAID/NGO協力プログラムによる開発プロジェクト助成		12.9
ボランティアプログラム		11.1
南部アフリカNGO参加プログラム		4.0
NGO環境イニシアティブ		1.6
W I D		1.4
開発教育		0.4
A C F O A、NGOコンサルタント、その他		1.1
	合計	89.9
豪州以外のNGO		
緊急、難民援助		1.7
国別プログラム資金によるNGOプロジェクト		5.4
国際NGO		0.4
W I D基金		0.2
	合計	7.7
	総計	97.6

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

NGOは、政府援助の他に、国民からの寄付金も受けており、政府は開発協力への国民の支援を促している（1994年度、1億7,000万ドル）。The Minister for Development Cooperation and Pacific Island Affairs は、Code of Practice Advisory Committee を設置し、国際協力に携わるNGOの実際的な基準を示している。これにより、NGOの運営(特に財政面)が透明化され、国民は支援NGOを選択する際の情報を得ることができる。

なお、NGO予算には、Australian Volunteers Abroad program を管理するthe Overseas Service Bureau、the Australian Executive Service Overseas Program (AESOP)、the Paulian Lay Missionary Secretariat (PALMS)、Interserve Fellowship への助成金も含まれている。

出典：Australia's Overseas Aid Program 1995-96 (1995.5)

Global Change and Australia's Overseas Aid Program (1995.11)

b. 協力NGOの分類 (分野、活動内容等)

大部分のNGOは、AusAID支援の組織 Australian Council for Overseas Aid (ACFOA) に属しており、ACFOAの1994年度の予算は、一般からの寄付を含め、1億6,690万ドルであり、1994年度予算の地域分配は次のようになっている。

	(百万豪ドル)	(%)
アフリカ	1.8	43
南、東アジア	21.7	13
東南アジア	18.4	11
インドシナ	13.4	8
太平洋、PNG	16.6	10
ラテンアメリカ	15.0	9
その他	<u>10.0</u>	<u>6</u>
合計	166.9	100

以上の予算分配の傾向は、ACFOAのメンバーがアフリカと人道的援助に高いプライオリティーを置いていることを示している。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

c. 登録制度について(資格基準等、窓口となるNGOの有無等)。

NGOは一般からの寄付金収入に課せられる所得税の控除を得るために、法的に、また会計、資金調達の実条件に見合うことが要求される。ACFOAのメンバーは、倫理的規定に従い、最低必要条件を満さなければならない。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

1995年5月、NGOの社会的責任を強化する手段として、議会、NGO、消費・会計専門家の広い層から成る、The Non Government Development Organizations Code of Practice Advisory Committee (COPAC) が設置された。政府に提出される委員会の報告書は、NGOの助成金を適切に活用するための、またNGO運営に対するオーストラリア国民の信頼を増すためのプロセスとシステムを提示している。

各委員会は、NGOセクター外からの委員長、The Australian Council for Overseas Aid (ACFOA) からの3人のメンバー、ACFOA以外の組織からの代表者一人、ドナーからの代表者一人、会計専門家一人から成り、総括的な運営規約 (Code of Conduct) を作成するものである。委員会はこの規約の準拠をモニターし、これに対する意義を検討した後、1996年の7月1日までに運営規定を發布する予定である。

出典：Global Change and Australia's Overseas Aid Program (1995.11)

d. 主要10 NGOのリスト(名称、協力内容、援助額等)

AusAIDと連携する主要NGO

(単位：百万豪ドル)

NGO	協力活動	予算額
World Vision Australia	コミュニティー開発、子供/家族への支援、緊急援助	53.4
Overseas Service Bureau	Australian Volunteers Abroadを通じたボランティア技術援助(リクルート、ブリーフィング、トレーニングを実施)	13.4
UNICEF-Australia	子供の健康と生存プログラムへの助成	10.0
Australian Catholic Relief	農業、保健医療、共同組合活動によるコミュニティーベースの自助的開発	10.0
Adventist Development and Relief Agency	教育、保健医療、栄養、衛生、水供給のための安息日再臨派による協力	8.3
PLAN International Australia	子供への支援、基本的な生活ニーズを満たすための家族とコミュニティーへの援助	6.7
Credit Union Foundation Australia	教育と技術援助による信用組合の組織作り	6.7
Austcare	難民援助のため組織緊急救済援助の必要性を唱え、資金獲得を行う	5.0
The Salvation Army	保健医療、文化、経済分野での協力プロジェクトを行う国際キリスト教団の活動	5.0
Australian Baptist World Aid Inc.	援助、救済プロジェクトの情報提供とオーストラリアバプティスト派からの資金調達	3.3

*予算額はAusAIDからの助成金とNGO自身による調達金を合わせたものである。

オーストラリアのODA活動で、NGOは評価すべき役割を果たして来ているといえる。NGOの活動は、特に貧困軽減のためのコミュニティーベースのプロジェクト、WID、環境保全、緊急援助、難民救済等で重要である。

NGOへの助成金1億ドルの内、92%はオーストラリアのNGOへ、残り8%は赤十字やWomen in Development Fundを含む非オーストラリアのNGOへ配分される。ODA全体に対するNGOへの資金割り当ては6.2%である。(DAC諸国の平均は約10%)

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

e. 協カスキーム

Joint Committee for Development Cooperation (CDC) は、NGOにとって、AusAIDへの最初の窓口であるAusAID-NGO Cooperation Program (ANCP) を管理している。CDCはプログラムへ参加するNGOの適格性について、AusAIDへ提言を行う。一般に、AusAIDは、NGOによるプロジェクト、その他の活動を承認するのに、NGOと助成金に関する合意(grant agreement) を結んでいる。助成金は予め支払われるが、活動完了時に詳細な活動報告を行うことが決められている。近年、国別プログラム資金を、二国間プロジェクトの一部として、NGO活動に配分することが多くなっている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

f. 協力推進の問題点、留意事項(責任性の確保、主体性・独自性と援助機関の援助政策・戦略等との整合性)

NGOの責任性 (accountability) と信頼性 (credibility) は、最近、議論されている事柄である。特に、小規模NGOは、AusAIDから求められる必要条件を満たすことが困難である場合があり、助成金運営の管理プロセスを強化することが求められている。

一方、NGO側はAusAIDからの独立性を強く望んでいる。例えば、アフリカ地域へのODAは全体の5%であるが、NGOは43%の資金をアフリカに配分しているという状況がある。最近、ACFOAは政府に対して、アフリカ諸国への二国間援助を増大するように要求している。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」 (1995.12)

全てのNGOの助成プログラムの成果は、AusAID (原文はAIDAB) が行う援助プログラムの定期レビューの中で評価される。このレビューは、NGOによる援助活動が効果的に行われたか、活動内容と分野の面で助成金の運営管理が適切であったかを評価するのが主たる目的である。

出典：New Directions in Australia's Overseas Aid Program (1995.2)

1995年、AusAIDは、援助プログラムの改善を図るため、NGOによるプログラム効果を評価した。7月に出された最終評価は、NGOプログラムの開発途上国における、社会・経済発展での効果を認め、さらに運営面での提言を行った。

出典：Global Change and Australia's Overseas Aid Program (1995.11)

4. 地方自治体との関係について

a. 地方自治体の国際協力事業

現在、このような協力形態は、援助プログラムの一部と見なされていないが、州政府の中には、援助プログラムへの物資、サービス提供を積極的に行っているものもある。

b. 地方自治体と実施機関との連携の有無と事例

援助プログラムで活用される州政府からの派遣専門家の例は多いが、これは一般に、Australian Volunteers Abroad、Australian Executive Service Overseas Program等のNGOを通して行われる。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」 (1995.12)

III. AusAIDにおける技術協力

A. プロジェクトのコンポーネント

(Training, Expert, Equipment, Scholarship, Joint Research, Funding)

AusAIDでは従来、研修、派遣、開発セクター研究といった事業別組織になっていたものを、国別プログラム及びグローバル・プログラムを中心としたプログラム別の組織に組織改編を行った。

90%以上の技術協力は国別プログラムの枠組みの中で、JICAのプロ技と同様の形態で実施される。AusAIDの技術協力で、人的資源開発の分野で特徴的なのは、

- ・研修 (Training) がプログラムとして扱われること
- ・オーストラリア内の研修より、現地研修を重視していること
- ・専門家の雇用、管理のためにコンサルティング企業及びNGOを広く活用すること
- ・主要な機材や設備の供与は国別プログラムの一部となっていること
- ・プログラムの枠に当てはまらない細かな機材や研修を補完する小規模な無償スキームが使えること
- ・組織・制度 (Institution) の強化を重要視していること

などである。

技術協力の形態と量は、要請よりも相手国政府との協議により、国別戦略の枠内で決定される。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

B. プロジェクト・サイクル

AusAIDは"activity management cycle"の概念を使用しており、援助プロジェクトを活動 (activity) のひとつとして考えている。それぞれのプロジェクトはプログラムにおける別々の要素として管理される。AusAIDのプロジェクト・サイクルは以下のように要約される。

1. 国別戦略策定
2. 国別プログラム作成
3. プロジェクト発掘とイニシャル・アセスメント
4. プロジェクト準備とデザイン
5. プロジェクト実施とモニタリング
6. プロジェクト完了と評価

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

C. プロジェクト運営管理手法

AusAIDのプロジェクト管理アプローチは、近年は特に社会開発プロジェクトのために個別の手法を用いる試みがなされているが、基本的にはログ・フレーム手法に大きく依存している。

プロジェクトが承認されると、プロジェクトは実施の段階に移行し、まずメモランダム（Memorandum of Understanding-JICAのR/Dに当たる）が準備される。この文書が同意されると、AusAIDはプロジェクト実施を請け負うコントラクターを選定する。選定は3者以上の競争入札による。

プロジェクトの開始時と最初の数カ月間で、受注者はプロジェクト実施文書を準備する。この段階ではプロジェクト・デザインと大幅に逸脱してはならず、変更される場合でも入念な調査の上、"change frame"によって明確に承認されなければならない。通常、受注者はプロジェクト実施文書の第1稿をプロジェクト開始から6カ月以内に提出する。

実施中プロジェクトの管理は、予算年度ごとの業務スケジュール、投入財、予算等を含む年間計画を通して行われる。この計画によってAusAIDはモニターと資金管理を行う。モニタリングは投入資源の利用と達成度に関心をもち、実施効率性を測る方法として定義される。プロジェクトの効果測定と実施中の評価にはログ・フレームが使用される。現場における、その年のモニタリングはAusAID海外駐在員事務所によって行われるが、最終的な予算と契約上の責任はキャンベラ本部の国別プログラム・マネージャーに委ねられる。

受注者は、年間計画に沿った達成状況と発生した問題等を毎月報告書にまとめて提出する。AusAIDと相手国政府の代表者からなるプロジェクト調整委員会は、半年毎に実施状況をレビューする会合を持つ。受注者が複雑な技術的作業に取り組む際には、関連技術の専門性を持つコンサルタントを含む"Technical Advisory Group"が組織される。

プロジェクトがゴールに近付き、完了・評価の段階で受注者は終了報告書を準備する。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

D. 専門家等の援助要員

1. 要員養成について

a. AusAIDの援助要員養成システム

AusAIDの職員は、オーストラリア政府の行政サービス一般について、特に財政に関連した訓練を受けている。調達手続きや契約管理についても、組織内で研修を実施しており、事業管理システムの活用など協力プログラムの管理に関する短期コースも設けられている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

AIDABにおける職員研修について

GAA制度で採用された新卒の職員は、9ヵ月間にわたる試用期間中に、3ヵ月ずつ3つの局全部を回るのを方針として、この期間中に多様な業務を一通り経験するとともに、希望者についてはこの間に外部の研修プログラムにも参加できた。

AIDAB職員一般に対する研修は相当に頻度が高く、かつ多様に実施されてきたが、全体的に研修内容は一般実務色が強く、援助行政を特に意識したものではなかった。つまり、コンピューター関連を初めとする諸技能の講習が中心である一方、「途上国での保健衛生知識」や契約実務、レポートライティング、食糧援助、NGO、国際機関といったコースも用意されていた。職員は年間10日間程度をこれらの研修にあてるのが普通で、人事課の助言を受けつつ適当なコースを自分で選ぶようになっていた。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

b. AusAID以外の養成機関と養成システム

AusAIDの職員は、コンピューター技術、管理運営の研修のため定期的に他機関へ送られる。例えば、オーストラリア国立大学は、AusAID職員のために6週間の開発経済基礎コースをパートタイムで提供している。

2. 専門家及び職員の安全対策

a. 組織として緊急時の対応方法

各オーストラリア大使館では、運営管理部長（Chief Administrative Officer）等が、安全管理に責任を持っている。フィールドでの状況はさらに難しく、危険な状況がある場合は、援助要員の引き上げを指示する。

b. 緊急時に対応する部署

独立担当部署は存在しない。ミッションの長（the Australian Head of Mission）が、本部との協議のうえ、緊急時に対応する責任を負っている。

c. 緊急時の対応マニュアルの整備状況

AusAIDは安全管理会社を使って、緊急対処に対する外部からアドバイスを受けている。詳細については現在のところ入手不可能。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

3. 専門家及び職員の福利厚生

a. 現地派遣時の保険加入システム

AusAIDでは、職員を旅行保険、医療保険に加入させている。専門家については、各自で保険に加入することを義務付けている。

b. 現地における医療サービス

大抵の場合、現地の医療関係者や病院に頼ることになるが、現地での治療が不可能な場合は、派遣要員は第三国またはオーストラリア本国に送られる。

c. 現地派遣期間中の休暇制度

国内外の休暇は毎年認められている。

d. 現地で得られる特権（免税等）

原則として、AusAIDの職員は、外務貿易省の職員と同等の手当て、特権を受けることができる。海外での給与は、本国の税率で課税されるが、車、その他の品物を無税で購入できる特権を持っている。車の供与、娯楽費支給（entertainment allowances）など、諸手当は、海外勤務の方が、本国勤務より条件が良い。

e. 現地派遣期間終了後の保障制度

ほとんどの職員は本部へ戻るため、さらに海外任務を命じられることはほとんどない。彼らは帰国後もオーストラリア公務員としての保証が受けられる。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

4. 専門家のリクルートシステム、雇用条件、契約方式、待遇

a. 自国の専門家

AIDAB時代には、ジェネラリストである職員で対応できない専門性の高い業務について（プロジェクトの事前評価や設計、管理の業務のためには高度の専門知識が必要となることが多い）、スペシャリストを随時採用するか、コンサルタントを契約雇用していた。AIDABの方針では、できる限り内部の職員を適材適所に配置するとされていたが、業務が一時的な場合など、人事異動をする方がコストが大きいと考えられる場合や内部に適任者がいない場合はコンサルタントを一時的に契約雇用していた。

途上国に派遣する専門家を恒常的にプールしておく制度はなく、必要が生じるごとに様々な方法で専門家はリクルートされていた。主な方法は専門職公務員と同時に公報、新聞広告によるほか、大学教官の場合にはオーストラリア大学連合国際開発プログラム

（International Development Program of Australian Universities and Colleges : IDP）に人選を委託することもあった。

インハウスコンサルタントについては、コンサルタント登録リストから適任者を探し出す場合（短期）と、新聞や公報を出す場合（長期）の二とおりがあった。

登録リストはもともとプロジェクト実施のためのもので企業単位となっているため、個人の資格を確認するには不便がある。一方、AIDABの国別プログラム局の下にある太平洋地域開発訓練センター（Centre for Pacific Development and Training: ACPAC）で独自に個人単位の登録リストを作っており、AIDAB本部から照会がなされることもあった。コンサルタントが合意すれば随意契約によって、通常数ヶ月間の雇用が成立する。なお、公募の場合には、書類審査の上、3人のAIDAB担当者が面接し決定していた。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

AusAIDは、技術協力のために、専門家を単独で派遣する方法を改めており、現在は、プロジェクト内に専門家を含め、プロジェクトマネージャーがフィールドでの専門家の活動を監督する方法が優先されている。

しかしながら、Australian Volunteers Abroad、Australian Executive Service Overseas Program（日本のシルバーボランティア基金に相当）を通したNGOは、短期・長期契約の専門家を派遣している。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

b. 相手国専門家

援助対象国政府が、オーストラリア人スタッフのカウンターパートとして働く現地専門家を配置する責任を持っている。

c. 第三国専門家

このような例はまれであるが、自由貿易協定のため、ニュージーランドの専門家が、オーストラリア人専門家と同じ身分・条件で働くことは可能である。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

E. 資機材調達及びコンサルタントサービスの入札方式、調達条件

The Australian Solicitor (AGS) が、契約の前に全てのケースを審査し（AGSのオフィサーがAusAIDに配置される）、会計検査は、AusAIDのAudit and Risk Management SectionとAusAIDによって指名された商業会計検査官によって行われる。

The Australian National Audit Officeも、選択的に契約の会計監査を行っている。

主要プロジェクトのための標準的契約は、年間計画、1ヶ月、6ヶ月ごとの報告書、テクニカルレポート、プロジェクト終了報告書の提出を求めている。このようなメカニズ

ムと条件により契約履行に対して、適切なコントロールを持つことができる。

出典：Contracting Out (1995.7)

AusAID内の the Program Support Services Unit が、ODAの計画・実施を支援するコンサルタントサービス、インフラ、他の業務、物資に対する計画・調達・管理を担当している。この部署は、オーストラリア政府の調達条件の指針に沿って、自由競争による公正な入札を実施し、金額に見合ったサービスを得ることが要求される。

①AusAIDの購入方針

購入に当たって、適切な契約相手方を選択するのに2段階のプロセスが使われる。即ち競争入札と、④で説明する技術評価委員会（TAP）による審査である。このプロセスは、合計支出が推定75,000ドルを超える場合に用いられる。また、最近では技術的評価（technical merit）が決定した後に、価格評価を行うシステムを採用している。

価格評価のウェイトは現在30%である。

②期間契約

期間契約の目的は、AusAIDが、契約手続きの繰返しを避け、手数料、交渉の手間を省くために、75,000ドル以下の承認済み活動に対する専門的アドバイスとコンサルテーションを、1年以下の短期契約で受けることができるシステムである。

期間契約によって受けられるサービスには次のようなものがある。

- ・ 特定プロジェクトへの専門アドバイス
- ・ プロジェクト立案の際の技術アセスメント
- ・ 委任事項（TOR）とサービス範囲を規定する文書の準備
- ・ プロジェクト書類の準備、評価、レビュー
- ・ 短期、あるいは特定トレーニングコースの企画と提供
- ・ プロジェクトと活動の評価
- ・ 短期海外ミッションへの参加
- ・ セミナー、ミーティング、会議への参加
- ・ 技術面の計画、準備
- ・ 監査、受け入れ調査（acceptance testing）

期間契約は競争入札により契約相手方が決定され、一般に2年間有効である。期間契約を行う手続きは、次の6段階である。

1. 認可、委任事項、規準
2. 適性を有する会社、個人の決定
3. サービスの範囲
4. 費用調査
5. インプットへの最終合意
6. 文書の交換

好まれる支払い条件は一括払いであり、コンサルタントの請求額が正確に判断できる場合は、すべてこの方法がとられる。希なケースであるが、インプットとコストが正確に判断できない場合、インプットに基づき支払い額が決定されるというオプションもある。

③小規模コンサルタントサービス

期間契約と同様に、75,000ドル以下のコンサルタントサービスの買い入れ方法として、小規模コンサルタントサービス契約 (Small Consultancy Contracts) がある。しかしながら、この契約は上記の「期間契約」で行われない分野に限られ、毎回競争入札を実施する。唯一の例外は、緊急の場合、必要なサービスが単一のコンサルタントからしか得られない場合、またはコンサルタントがAusAIDのために、同様な業務をすでに行っている場合である。なお、契約額が2,000ドル以下の場合は、他のコンサルタントから見積りを得る必要はない。

④主要契約

この契約は、75,000ドル以上の物資・サービスが調達されるプロジェクト・マネジメント・サイクルのフィジビリティスタディーとプロジェクト実施の際に活用される。主要プロジェクトのプロポーザルは、プロジェクトサイクルを通じた活動の推計コストに見合う支出承認を得るために提出される。

援助対象国とAusAIDの間の特定プロジェクトのMemorandum of Understanding (MOU) の交渉は、契約サインとプロジェクト実施の前に行われなければならない。MOUは、各プロジェクトに対する両政府の責任を詳細に記載し、税金、関税等の免税を取り決めるものである。

サービスに対する契約プロセスは、広告と2段階の入札過程 (two step procedure) を経なければならない。その主要な手続きは、次の3つである。

- ・ 広告と入札参加の関心表明
- ・ 業務能力説明
- ・ 明文プロポーザル、技術アセスメント、推薦

2段階 (two step procedure) の入札過程が時間的に見て非効率な場合、あるいは該当専門分野が希少な場合は、一回の競争入札のみで契約者を決定する方法 (one step procedure) が採用される。

Technical Assessment Panel (TAPs)

TAPは、プロジェクトのコンサルタントの選考過程で使用され、その役割は、広告に対し関心表明をした候補者からショートリストを作成し、第二段階で技術的視点から詳細プロポーザルを審査するシステムである。TAPは、一般に、AusAIDの評価専門家1名及び外部の技術専門家2名の計3名により構成されている。なお、援助対象国の代表者も、オブザーバーとしてTAPに参加することが可能である。

⑤Commercial Advisory Board (CAB)

CABの目的は、契約総額が500万ドルを超える場合の契約決定に対して、商業的、政策

的、また他の関連事項に関して、アドバイスをを行うことである。CABの構成メンバーはAusAIDの副総裁を議長とする上級スタッフからなっている。その際、TAPが提出したコンサルタント会社の技術的価値及び、能力の審査を実施し、さらに、AusAIDとの契約に指名されたコントラクターの過去の業績、財務状況等も考慮する。

AusAIDは、コントラクターの選定と建設契約（Construction Contracts）のマネージメントは以下の理由で、特別な注意が必要であると考えている。

- ・ 二国間プログラムにおけるエンジニアリングと建設プロジェクトの重要性
- ・ 建設契約の複雑性とプロジェクト管理の監督を行う技術者の重要性
- ・ 建設業界の競争が厳しいため、そのような状況に対処するメカニズムの必要性
- ・ 開発途上国におけるハイリスクプロジェクトの契約を行う際、契約実行と、オーストラリア政府の利益を保証する手続きの必要性

また、主要な建設契約は以下のように定義されている。

- ・ 建物、他の建設業務、あるいは50万ドルを超えるエンジニアリング業務に対して結ばれるもの
- ・ 立案時のサービス提供と（あるいは）、施工監理のために行われる別のコンサルタントサービス契約で、技術専門家の動員を必要とするもの
- ・ 特定の契約と、契約管理の書類を必要とするもの
建設契約の中では、契約当事者は次の2者である。
- ・ 雇用者
AusAIDに代表されるオーストラリア政府
- ・ 請負者（コントラクター）
AusAIDが選定し、業務を執行、完了する業者

契約に直接係わっていない技術専門家は、コントラクターが行う業務に対して、監督・認定・委任といった役割を一部果たすことが決められている。このような技術専門家は、別個のコンサルタントサービスの契約を通して、AusAIDが採用する。このコンサルタント契約に基づいて、技術専門家は、前もって必要条件を満たした入札者から提示された付記事項、入札価格に基づいて、AusAIDに対し、計画、立案、詳細な業務内容の準備、査定、報告、推薦を行うことが要求される。

なお、コンサルタントの資格、選択に関しては、AusAID, *Contracting Out - Contracting for AustralianAid* (1995.7) の Annex Bを参照のこと。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

IV. 援助調査研究

A. AusAID内の調査研究部門

1. 部署名、スタッフ数

2. 研究分野と開発活動

AusAIDは、独立した調査研究部門を持たないが、セクター政策/レビュー部 (Sectoral Policy and Review Branch) 内にある評価部の業務に調査研究が含まれている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

またAusAIDでは、最近、AusAID Initiated Research Programを設置、開発援助に関連する調査研究を実施している。調査研究の例として、「ウルグアイラウンド貿易自由化とオーストラリア食糧援助プログラムの改革」、「南太平洋諸国からの移民—ニュージーランドの経験とオーストラリアへの示唆」、「日本の援助プログラムの評価」等が挙げられる。

出典：Global Change and Australia's Overseas Aid Program (1995.11)

B. 国内の主要援助研究機関の概要

1. 機関名、所在地、スタッフ数

2. 各機関の研究分野と開発活動

3. 研究機関とAusAIDとの関係

① Australian Center for International Agricultural Research (ACIAR)

GPO Box 1571, Canberra ACT 2601
Tel: 06 248 8588, Fax: 06 257 3051
スタッフ数 50

ACIARは、オーストラリアの援助プログラムの一貫として創設された。同センターは、開発途上国の農業生産を促進するためのリサーチを実施している。その活動目的は、オーストラリアの農業分野における専門知識・技術を活用することにより、開発途上国の自助努力を助けることである。ACIARが委任したりサーチグループが、大学、CSIRO、

州の農務省等のオーストラリアの研究機関において、開発途上国のカウンターパートと共同研究を行っている。

委託グループは、オーストラリア側が特定の科学・技術的能力を提供できる分野で、開発途上国にとって、優先順位の高い農業問題に焦点を絞っている。

1. 二国間プログラム

動物学、作物学、農業・自然資源経済、漁業、林業、土壌・水資源、ポストハーベスト技術の7領域でのプロジェクトに対する助成、管理を実施している。ACIARは、共同研究を推進するために、オーストラリアと相手国の共通の関心事項を明らかにし、両国の調査専門家の活用を図っている。

2. 多国間プログラム

オーストラリアは、国際農業研究協議グループ（the Consultative Group on International Agricultural Research: CGIAR）の一部である国際研究センター（複数）への助成を行っている。調査研究支援は、農業と自然資源への潜在的影響を重視するという戦略計画に基づいて各調査機関で行われる。この資金援助は、元々AusAIDから直接行われたが、1993-94年度以降ACIARの担当となっている。

3. 経済評価

本プログラムは上記の2プログラムの優先分野を決定するために体系立った基礎を提供する。このプログラムの一部として、オーストラリアの大学での大学院レベルの研究に奨学金が授与される。1995年、14カ国から36名がこのスキームで奨学金を授与されている。また、これとは別に、バイオテクノロジーの大学院クラスに130名が参加した。

②オーストラリア国立大学等

AusAIDはオーストラリア国立大学（キャンベラ）にあるthe National Center for Development Studiesを助成している（1年間の予算は約2万豪ドル）。リサーチに関しては少数のスタッフが従事しているのみで、同センターの主な任務は、開発研究のコースで指導することである。また、オーストラリア国立大学内の他の研究機関（the Research School of Pacific Studies等）は、AusAIDの政策形成に密接に関わっている。その他、同大学内の研究機関、あるいは、コンサルティング・グループの調査チームのスタッフによってリサーチが実施される場合もある。

最近では、リサーチプロジェクトの競争入札により、学術研究機関への助成金を制限する傾向がある。なお、リサーチの優先トピックは、2005年におけるODAの必要性、人的資源開発における民間セクターの役割、南太平洋諸国における母国語教育、南・東南アジアにおける児童労働、農業セクターにおける女性の職業教育の必要性等となっている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

V. 新規課題／地球的課題への対応

A. AusAIDの新規援助課題全般に関する方針

過去2年間、オーストラリアの援助プログラムは、重点地域を絞り、社会セクター、クロスセクトラルな開発課題により焦点を置いてきたといえる。これは、保健医療、人口、基礎教育等の分野を含むものである。

このような傾向により、AusAIDは分野別課題に重きを置くべく、国別プログラムとのバランスを調整する必要がある。しかしながら、その財政的な事情により、このような変化は容易でないと考えられる。また政策的には、参加型民主主義、良い統治、コミュニティーヘルス、参加型開発分野といった国際機関の取り組みを反映している。

主要イシュー

1. 環境*
2. WID/Gender Equity
3. 貧困*
4. 民主化*
5. 教育
6. 人口*

*これらのイシューは、AusAIDの中では、特定の部課のみの業務となっているのではなく、プログラム及びプロジェクト立案に組み込まれている。

B. AusAIDの各イシューに対する取り組みと戦略

① 環境

(1) アプローチと戦略

AusAIDは、環境保護に関する活動を数多く実施しており、1995-96年に1億6,000万ドルを出資、水供給・下水処理からクリーンエネルギー、森林資源、珊瑚礁、環境都市設計、公害コントロールに至る広範囲な分野で協力している。また、気候変化、オゾン層の保護等の地球規模の環境問題には国際機関を通じた協力に力を入れている。

AusAIDは、環境的に持続可能な開発政策にコミットしており、そのための戦略として、環境政策が援助プログラムに取り込まれているかどうかを定期的に見直しを行っている。さらに、数カ国の環境プロファイルが作成されており、援助プログラム全体の環境監査が実施され、議会に提出される。また、気候学の研究及びトレーニング、鉱山廃棄物分野等でのモニタリング技術、特定技術支援に資金が提供されている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

1994-95年、2,000万ドルの予算で、"Green DIFF"イニシアティブが設けられた。DIFFは、

開発途上国に、大規模、優先開発プロジェクトに対し、Export Finance and Insurance Corporation (EFIC) による輸出クレジットと掛け合わせた形で、資金を提供するものである。"Green DIFF"は、土壌保全、水資源と汚水管理、公害コントロール、エネルギー効率（石炭を含む）等の分野で、環境プロジェクトを資金援助している。

出典：*New Directions in Australia's Overseas Aid Program* (1995.2)

1995年11月には、1994年度のオーストラリア開発援助プログラムの環境監査結果が出版された。環境に悪影響を及ぼした主要プロジェクトはないという結果が出ており、今後、環境イシューをモニタリングするマネジメントシステムの改善すべき点を多く示唆している。また、一年に3度の環境監査と、一連の環境関連プロジェクトの評価を統合する方針であり、これはAusAIDの一連の環境報告と今後の援助プロジェクトのデザインに、より直接的なフィードバックをもたらすものであると考えられる。

出典：*Global Change and Australia's Overseas Aid Program* (1995.11)

(2) 実施システム

Sectoral Policy and Review Branch 内のThe Environmental, Agriculture and Physical Infrastructure Sectionが環境政策の調整を担当している。同セクションには、3人のスタッフがいますが、各国別プログラムマネージャーが、環境イシューの主な責任を持っているため、その役割は限定されたものとなっている。

開発援助に対する政府の要請が認められると、該当プロジェクトは、国別プログラムマネージャーによって環境スクリーニングを受け、環境的影響が大きいと推測される場合は、さらなる調査が実施されることになる。この調査は、外部の機関に委託されることもある。環境インパクトのモニタリングは、一般にAusAID海外駐在員事務所で行われ、実施プロセスに取り入れられている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

(3) 今後の課題

現在の方法は、個別プロジェクトレベルで維持されると考えられる。また、環境イニシアティブを遂行するためのグローバルプログラムに、より重点が置かれるであろう。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」(1995.12)

②Women in Development / Gender Equity

(1) アプローチと戦略

AusAIDのアプローチは、決定者としての女性の役割を強調し、それぞれの国の中で女性の地位を向上させる方策を支持するものである。このイシューも、同様に国別プログ

ラムに反映されている。少なくとも顕著なWID活動が一つ以上、各国別プログラムに含まれており、プログラムの成果はWIDの指針に従ってモニタリングを受けている。

最近では、このアプローチは援助プログラム全体に広げられており、今後は、各セクターの中で、女性の参加を促進させる特別な配慮が払われていくと考えられる。

AusAIDは、WID基金、及び女性の活動を支持する国際機関（WFP、UNICEF、UNIFEM、INSTRAW等）への協力を含む特別な出資を行う他、WID活動を第一目的とするIWDAのようなNGOへの協力も行っている。

（2）実施システム

Sectoral Policy and Review Branch 内のThe Gender, Education and Social Development Section (GEDS) が、WID活動の担当部署である。しかしながら、環境イシューと同様に、国別プログラムマネージャーが、第一責任者となっている。

相手国からの公式要請書が受理されると、WIDインパクトのアセスメントが行われる。その国、また特定の地域で、女性がプロジェクトの計画・実施にどのように関わるか、またプロジェクト結果が、女性に及ぼすコストと利益はどの程度のものであるかが特定して評価される。

プロジェクト発掘、立案、実施、モニタリング、評価の全ての段階で、WID指針が作成されており、例えば、プロジェクトのためのWIDアセスメントの詳細は、少なくとも以下の事項を含む必要があると考えられている。

- ・労働区分と女性の仕事量
- ・労働生産性と女性の技術修得へのアクセス
- ・必要消費額と女性の収入へのアクセス
- ・コンサルテーションと参加パターン

同イシューの調査研究活動は、AusAIDが行う全般的政策の調査に含まれている。

（3）今後の課題

今後増大すると考えられるNGOによる小規模の革新的活動に対する基金とともに、国別プログラムへのWIDの取り込みは継続する方針である。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

③貧困

貧困削減の政策は、次の3項目を柱としている。

1. 持続可能な経済発展
2. 教育、保健医療、キャパシティービルディング、社会セクター開発への投資
3. 緊急援助を含むセイフティーネットと貧困対策

2. は、人的資源開発のキャパシティービルディングとNGOの行うコミュニティーレベルの開発を含むものである。一般に、社会セクター開発の促進から得られる利益は、貧

困層により大きな影響を与え、教育システムの拡大と改革は不可欠であると考えられる。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

④民主化

AusAIDは、政策対話とキャパシティービルディングを目指した活動を通して、参加型開発、良い統治、人権の尊重を促進していくことを目標としている。良い統治は、欧米型の民主主義である必要はなく、自由、オープン、信頼性があり、公正な方法で国の経済・社会資源を効果的に管理することであるというように、より広い意味に解釈している。選挙、法システム、土地所有制度への支援は、この分野の援助プログラムの一環である。開発過程における幅広い参加が、良い統治に不可欠であると考えらる。

以下が援助プログラムで留意される点である。

- ・資源を効率的に管理し、その運営に責任を持つ。行政管理の能力を改善し、公共セクターの管理と信頼性を向上させる。
- ・個人への法的保護を保証し、市場経済を促進する有効な法制度を支持する。
- ・メディア強化等により、政府の透明性を増す。
- ・選挙管理員の派遣等により、選挙システムを公正にする。
- ・NGO、地域社会、助成グループ、商工会議所等の非政府セクター組織を支援する。

出典：New Directions in Australia's Overseas Aid Program (1995.2)

⑤教育

(1) アプローチと戦略

教育と研修は、社会・経済発展のための人的資源開発に不可欠であり、開発プロセスの基本的コンポーネントと考えられている。従来から、教育セクターは援助プログラムの20%を占めており、高等教育分野に最も多く予算が配分されている。オーストラリアの大学に学ぶ6,000人程の留学生への予算は、年間1億5,000万ドルである。他にも教育援助としては、教員への研修、カリキュラム開発、基本的設備・資機材の供与などが行われる。

現在、レビューが行われており、オーストラリアの支援が、特に基礎教育の面で強化できるか、対象国に特化した教育援助戦略がさらに取り入れられるかなどを検討している。また、高等教育重視から基礎教育重視への移行を想定して、AusAIDは、オーストラリアが得意分野とする英語語学研修、遠隔地教育・職業教育等の支援と、オーストラリアでの教育、研修協力のための戦略を検討している。

(2) 実施体制

South Pacific and Training Branch 内のthe Overseas Students Program Section (OSP) がオーストラリアでの高等教育トレーニングに関する業務を担当している。本部には5人のスタ

ップがいるが、ブリスベン、シドニー、キャンベラ、メルボルン、アデレード、パーズ、ダーウィン、ホバートにあるAusAID州事務所も、組織の一部に組み込まれている。

具体的な協力活動は、オーストラリアでの研究に対する奨学金供与、援助対象国でのプログラムの開発、対象国、及び第3国でのトレーニング等である。一般に、教育とトレーニングは、国別プログラム・マネージャー（Country Program Managers）が運営管理するプログラム援助とみなされるが、彼らに代わって、AusAID海外駐在員事務所が調整を行うことも多い。

オーストラリア国内で実施される研修プログラムに特定した多くの"Country Program Operations Guide" が用意されているが、援助対象国及び第3国におけるトレーニングも実施されている。AusAIDは、トレーニング協力の給費生システムの大規模な見直しを始めしており、最終的には"Activity Management System" に組み込まれる予定である。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

現在2種類の奨学金制度がある。Australian Sponsored Training Scholarships (ASTAS) は、援助対象国側が、公共セクターの重要ポストにいる公務員を指名する制度であり、一方、Australian Development Cooperation Scholarships (ADCOS) は、能力に基づき、公共セクター以外からも、希望者が奨学制度に応募できるものである。

将来、有効なモデルとなるであろう小規模スキームは、Australian Program of Training for Eurasia (APTEA) である。これは、1990年に開始され、市場経済への移行を図る東欧からの若手、中堅レベルの管理者に、オーストラリア、あるいは自国でマネジメントのトレーニングを行うものである。

他の公共・民間機関が実施する教育援助活動は、the Department of Employment, Education and Training (DEET) が、海外事務所のネットワークを維持し、Australian TAEF Internationalの設立を支援している。また、多数の大学が、ビジネススキル等のコースを提供している。

出典：New Directions in Australia's Overseas Aid Program (1995.2)

(3) 今後の課題

経済、保健医療、人口問題における教育の重要性に鑑み、オーストラリアは、基礎教育支援で、主導的役割を果たしていく方針である。具体的には、カリキュラム開発、教師のトレーニング、NGOによる成人の識字教育、ストリートチルドレンの教育等が挙げられている。

⑥人口

人口分野への援助は、現在優先分野のひとつと見なされており、1993-94年までの過去3年間に、同分野への予算は3倍に増加した。人口と開発のイシューは密接に関連しており、家族計画は一人あたりの収入を増加させるのに、最も効果のある活動であるという

アプローチから、同分野の協力が強化された。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

人口関連の援助として推進される協力は、出産を自由に選択できる女性のエンパワーメントを、強制によらない安全で安価なリプロダクティブ・ヘルスサービスへのアクセスを拡大することにより支援することである。

人口援助の指針は次の点を指摘している。

- ・資金援助を受ける活動は、社会、文化、経済環境に適したものでなければならない。
- ・活動は、コミュニティー支援と人々、特に女性の参加が図られなければならない。
- ・十分な保健医療サービスと結び付いた、幅広い家族計画の選択が提供されなければならない。
- ・サービスの提供は、供給、アクセス、経済性の面で持続的でなければならない。
- ・自由選択のための正確な情報を提供しなければならない。

出典：New Directions in Australia's Overseas Aid Program (1995.2)

⑦保健医療

この分野もオーストラリアの援助プログラムで重要な位置を占めており、1994-95年には、4年間の保健医療イニシアティブを打ち出している。これは、東南アジアと南太平洋諸国に重点を置いており、4年間で1億ドルが配分される。なお、このイニシアティブの優先分野は、マラリア、ポリオ、新生児破傷風、HIV／エイズである。

保健医療は、主要援助国のほとんどで重点分野となっており、オーストラリアの保健医療／人口への支出は、1994年、初めて1億ドルを超えた。これは、オーストラリア援助プログラムのほぼ7%に相当するものであり、ドナーが保健医療分野に支出すべき国際的基準に相当する数値である。

AusAIDは、HIV／エイズに対する国際プログラム支援を、1980年中頃から始めているが、現在は二国政府間でのプロジェクトを通じた援助を進めている。これにより、その国の保健医療管理システムを通して、より総合的な戦略を適切に取り入れることが可能となっている。また、これらのプロジェクトは、NGOによるコミュニティーレベルの活動で補完されている。インドネシアにおいては、国家HIV／エイズ戦略の策定に協力し、現在、5年間の"HIV/AIDS and STD Prevention and Care Project"を支援している。具体的には、医療、社会調査、コンドームの品質管理、教育、予防テクニカル専門家の派遣を行い、コミュニティーベースで活動する組織をプロジェクトデザインに取り込む方針である。

出典：Global Change and Australia's Overseas Aid Program (1995.11)

C. 各イシュー別の調査 (AusAIDのWID、貧困プロジェクトの成功例)

貧困、WIDの分野で、AusAIDは、NGOとの綿密な連携を図っている。一般に、AusAID二国間プログラムの指定窓口から助成金が支出される。このような活動は、別個の国別プログラムの予算から支出されている。次はフィリピンの国別プログラムの例である。

プロジェクト例 1-貧困

(1) プロジェクト名

Philippine Australia NGO Program (PANGOP)

Microfinance and Institutional Development (PAKMED)

(2) 援助対象国及び地域

フィリピン マニラ地域

(3) 協力期間

3年間

(4) 援助額

支出額150万豪ドルの内、AusAIDは50%の75万豪ドル

(5) 目的

主要な目的は、T S P IとK N B Iの既存金融機関を利用し、2,800の小規模ローンを都市マニラの貧困女性に提供することである。ローンは女性が事業を確立するために利用され、担保は要求されないが、"The Opportunity Foundation"と呼ばれるNGOの委員会によって承認を受ける必要がある。

(6) 活動内容

プロジェクトの主な活動は、プロジェクト管理、財政管理、アドバイスサービス・フィールドワーカーの提供である。

(7) 援助側実施体制 (担当部署、現地事務所の役割と権限、援助側人員配置)

a. プログラムはAusAIDのthe Philippines/Asia Link Sectionが管理する。

b. プロジェクトはマニラの援助顧問官とスタッフによって定期的にモニタリングを受ける。

c. 基本的にAusAIDのインプットは、不定期 (Part-time) であり、他の類似のプログラムと統合されている。

(8) 相手国側 (C/P配置、費用負担)

a. NGOの現地支部という形でカウンターパート機関が存在する。

b. 費用はAusAIDとの折半である。

(9) アウトプット (成果と波及効果)

約80%のターゲットローンが達成されている。モニタリングによれば、ローンは現在のところ成功しており、少なくとも定期返済に見合うだけの収入を生み出している。

(10) 成功の要因と評価基準/評価指標

AusAIDは主要な成功要因は、NGOを通じた資金の提供とトレーニング及び現地支援

であると考えている。また、回収不能分が貸し付けの5%と低い点、返済金が再蓄積されているためプロジェクトが高い持続性を保っている点などが良い指標である。

プロジェクト例 2－Women in Development (WID)

(以下のプロジェクト例は前頁で紹介したPANGOPの一部である。)

(1) プロジェクト名

Women's Credit and Services Program

(2) 援助対象国及び地域

フィリピン マニラ首都圏

(3) 協力期間

3年間

(4) 援助額

641,000豪ドル (全額AusAIDがファンド)

(5) 目的

主要目的は、マニラ首都圏の女性の生活を改善することであり、そのため女性の技術の向上、政府系及び非政府系融資機関、及び都市福祉サービスの存在の認識とアクセスの増大を図っている。

(6) 活動内容

IWDAと現地NGOであるLihok Philippinaを通じたプロジェクト・マネージメント、資金提供、フィールドワーカーとアドバイスサービス等

(7) 援助側実施体制 (担当部署、現地事務所の役割と権限、援助側人員配置)

- a. AusAIDのthe Philippines/Asia Link Section がプログラムのマネージメントを行う。
- b. プロジェクトは、マニラの援助顧問官とスタッフによって定期的にモニタリングを受ける。
- c. 不定期 (Part-Time) なインプットが、本部のプログラム担当官とマニラのスタッフから提供される。

(8) 相手国側 (C/P 配置、費用負担)

- a. カウンターパート機関は、IWDA支援のNGO、Lihok Philippinaである。
- b. 同NGOは、フィールドワーカーを含む援助人員を調整している。

(9) アウトプット (成果と波及効果)

初期の成果は評価できるものであるが、プロジェクトへの動員には予想より時間を費やしている。

(10) 成功の要因と評価基準/評価指標

トレーニングとフィールド支援のためのNGOの活用

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」 (1995.12)

VI. オーストラリアODAの今後の展望

A. ODAに関する国内の議論

AusAIDの目標の一つは、オーストラリアの援助プログラムと国際開発イシューに対する国民の理解を高めることである。1994年3月、一般情報プログラムの一部として、AusAID（当時のAIDAB）は、対外援助に対する国民の姿勢について調査を行った。（調査対象人数は、2,011人）

この調査によると、ほとんどの国民は対外援助の考えを理解しており、調査対象者の90%近くは、発展途上国で援助がどのように使われているかを認識していた。オーストラリアの政府開発援助への賛同は、72%と非常に高い数値であった。ODAを実施する3つの主要な理由は、援助がオーストラリアにもたらす利益、開発途上国にもたらす利益、先進国であるオーストラリアが援助を行う責任を担っているという認識である。ODAへの批判として、政府は国内の社会・経済問題に予算を向けるべきである、ODAは誤った使い方をされている、有効でない等が指摘された。

開発輸入融資制度（Development Import Finance Facility-DIFF）を活用した援助は、広く容認されている。DIFFの融資は低金利であるが、これはオーストラリアの製品、サービスの購入と結び付いているものである。最も高い支持を得ているタイプの援助は、保健医療、自然災害救助、ベーシック・ニーズ、環境保護の分野である。

国民が考える援助の優先活動は、1. 最貧国への援助、2. オーストラリアの雇用を増やしオーストラリアの製品・サービスを利用する活動、さらに、3. 人権保護に結び付く協力と続いている。発展途上国の貧困問題に関しては教育・訓練の促進と家族計画プログラム充実のための協力が望まれている。

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

66%の回答者が、アジア・太平洋地域への対外援助は重要であると考えているが、多くの国民が、アフリカの最貧国にも援助が向けられるべきであると考えている。またパプア・ニューギニアへの援助に関しては、84%が、予算援助ではなく相互合意されたプロジェクトへの資金援助へと方針を変更すべきであると考えている。

AIDAB（調査時）に対する国民の認識は非常に低いものであり、10人に1人しか同組織について聞いたことがないという結果であった。さらに、同組織とNGOの関係については、14%しか政府がNGOに助成金を供与している事実を認識していなかった。

出典：What do Australians think about aid? (1994.5)

B. 政策変更の可能性等

冷戦が終り、他の先進国同様、オーストラリアも援助の目的、外交政策に果たす役割をレビューし、優先付けを再考する方向にある。セクター及び地理的重点が、政策手続きの枠組の改善とともに、変化する見込みが大きいといえる。分野としては、人権と良い統治の協力に対する重要性が増している。以下は、新たな政策として挙げられるものである。

- ・基礎・職業教育へのさらなる投資
- ・基礎保健サービス、女性の教育の改善、家族計画教育と方法の充実
- ・開発途上国の経済の下部構造となっている小規模事業とインフォーマル雇用への支援
- ・援助を効果的に行うため、他のドナーとのさらなる連携協力
- ・人道的、経済的両面から、ODAの便益を促進する努力

出典：「JICAオーストラリア事務所報告」（1995.12）

参考文献（オーストラリア）

（和文）

国際観光開発センター（ITDIJ）（1995年8月）「オーストラリアの国際開発援助の概要」
【ニュースレター】 No.35

国際開発センター（1990年）「主要先進国における援助要因の確保に関する調査」

金属鉱業事業団 資源情報センター（1993年2月）「海外鉱業情報」
「オーストラリアの経済協力の概要」

日本貿易振興会 海外情報センター（1993年12月）「豪州の対外援助と南太平洋諸国経済
の概況」

（英文）

AIDAB (1992.11), Changing Aid-Key Issues for Australia's Aid Program in the 1990's

AIDAB (1994.5), What do Australians think about aid?

AIDAB (1995.2), New Directions in Australia's Overseas Aid Program

AusAID (1995.7), Contracting Out-Contracting for Australian Aid

AusAID (1995.11), Global Change and Australia's Overseas Aid Program

AusAID (1995.12), Australia's Overseas AID Program: STATISTICAL SUMMARY 1990/91 to
1994/95

Minister for Development Cooperation and Pacific Island Affairs (MDCPIA) (1995.5),
Australia's Overseas Aid Program 1995-96 Budget Related Paper No.2

JICA (1995.12), 「JICAオーストラリア事務所報告：
AUSTRALIA'S OFFICIAL DEVELOPMENT ASSISTANCE (ODA), DEC. 1995」

UNDP (1994), Donor Profiles

JICA